

有料老人ホームの立入検査等について

岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・忠岡町
広域事業者指導課

泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町
広域福祉課

○対象の施設について

未届を含めた全ての有料老人ホームが対象です。

○主な検査項目について

(1)マニュアルの作成整備及び研修の実施・記録

高齢者虐待防止（身体拘束を含む）、災害対策（防火、防災を含む）、防犯安全、感染症・食中毒予防、事故防止、苦情処理等

(2)高齢者虐待防止

身体拘束を行う場合の手続、適正化のための検討会議の開催及び指針の整備等

(3)緊急時・非常時の対応及び対策

- ・ 業務継続計画の策定状況
- ・ 防火防災設備の点検
- ・ 避難訓練等の実施・記録
- ・ 非常食、医薬品等生活必需品の備蓄

(4)管理規程及び重要事項説明書における説明等

(5)協力医療機関の協力内容等

(6)帳簿類の作成整備及び保存

- ・ 各種サービス提供記録
- ・ 入居者一覧、緊急連絡網（名簿）
- ・ 苦情、事故報告（ヒヤリハットを含む）の共有及び再発防止

(7)金銭受領、前払金

算定根拠（規程含む）、返還方法（保全措置含む）の明示等

(8)行政機関等への報告等

報告を要する事例を認識し、適切に報告しているか

(9)家族、地域との交流（連携）

- ・ 運営懇談会の設置、各種イベントの開催
- ・ 自治会等への参加、地域住民との交流

(10)その他

①入居者の数、要介護度等

②職員の配置（所属を明確に区分けしているか）

例：有料老人ホームと訪問介護事業所を区分けしているか

③領収書、明細書、請求書等の交付

④衛生管理（感染症予防、衛生・不衛生等）

次ページより立入検査時の主な指摘事項を
まとめていますのでご確認ください。

また、毎年自主点検表を活用し、施設サー
ビスは適切か、人員、設備及び運営に関する
基準を遵守しているかを確認いただき、適切
な施設運営及び利用者支援の提供に努めてく
ださい。

立入検査等の主な指導事項

(有料老人ホーム)【老人福祉法】

1 人員関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 夜勤職員の休憩時間に有料老人ホームの職員が不在となっていた。	○ 入居者の実態に即し、夜間の介護及び緊急時に対応できる職員体制とし、昼夜を問わず1名以上の職員を常勤させること。
○ 勤務表において、有料老人ホーム職員と訪問介護職員の人員配置が明確に区分されていなかった。	○ 有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にし、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。
○ 職員に対して研修が実施されていなかった。	○ 採用時及び採用後において定期的に研修（初任者、人権、身体的拘束廃止、虐待防止、感染症対策、食中毒対策、事故対応等）を実施すること
○ 職場におけるハラスメントの内容の明確化及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針策定がなされていなかった。	○ 速やかに方針を策定すること。 また、職員に周知・啓発を行うこと。

2 設備関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 建物の建築基準法上の用途区分が不明であった。	○ 速やかに確認し、建物の用途区分が有料老人ホーム又は共同住宅でなければ変更すること。
○ スプリンクラー設備が設置されていなかった。	○ スプリンクラー設備を設置し、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造にすること。

○ 消防計画が確認できなかった。

○ 便所、浴室及び脱衣所緊急通報装置が設置されていなかった。

○ 居室の床面積が便所、収納設備等を除く内法面積で 13 平方メートル以上確保されていなかった。

○ 居室の床面積が便所、収納設備等を除く内法面積で 13 平方メートル以上確保されていないため、既存建築物等の活用の場合等の特例の適用を受けているが、その基準において策定することとなっている改善計画が策定されていなかった。

○ 避難経路に車椅子や椅子等の障害物が置かれており、避難路が確保されていなかった。

○ 廊下の有効幅員が 1.8 メートル以上確保されていなかった。

○ 食堂の面積が入所定員に 2 平方メートルを乗じて得た面積以上確保されておらず、車椅子の方が使用するのに適した洗面設備も設けていないため、既存建築物等の活用の場合等の特例の適用を受けているが、その基準において策定することとなっている改善計画が策定されていなかった。

○ 浴室が 5 か所以上必要なところ 4 か所しか設置されていなかった。

○ 居室の床面積が便所、収納設備等を除く内法面積で 13 平方メートル以上確保されていないため、既存建築物等の活用の場合等の特例の適用を受けているが、その基準において策定することとなっている改善計画が策定されていなかった。

○ 速やかに消防計画を策定し、消防署に届け出ること。

○ 緊急通報装置を各所へ設置し、入居者の急病等緊急時に備えること。

○ 便所、収納設備等を除く内法面積で 13 平方メートル以上確保すること。

○ 速やかに改善計画を策定し、今後改修する際には、便所、収納設備等を除く内法面積で 13 平方メートル以上確保すること。

○ 速やかに障害物を撤去し、避難路を確保すること。

○ 有効幅員を 1.8 メートル以上確保すること。

○ 速やかに改善計画を策定し、今後改修する際には、入所定員に 2 平方メートルを乗じて得た面積以上確保すること。

○ 入居者が週 2 回以上の入浴ができる機会を確保するため、10 名程度に 1 か所以上の浴室を設置すること。

○ 速やかに改善計画を策定し、今後改修する際には、便所、収納設備等を除く内法面積で 13 平方メートル以上確保すること。

3 利用者支援関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 虐待防止、事故発生の防止及び防犯・安全対策のマニュアルが整備されていなかった。	○ 施設サービスの質の確保及び向上のため、速やかにマニュアルを備えるとともに、職員に周知徹底を図ること。
○ 事業収支計画が策定されていなかった。	○ 速やかに、事業収支計画を策定し、閲覧に供するよう努めること。
○ 入居契約において、身元保証人が利用者と連帯して金銭債務を負うことと規定されているが、極度額が定められていなかった。	○ 民法上、極度額の定めがない契約は無効となるため、利用者の債務について、個人の根保証契約を締結する場合は、極度額の設定をすること。
○ 財務諸表が策定されていなかった。	○ 速やかに、財務諸表を策定し、入居者等の求めがあれば写しを交付するよう配慮すること。
○ 大阪府へ報告が必要な事故が発生したにも関わらず、報告がされていなかった。	○ 速やかに、事故報告書を提出すること。 また、今後、報告が必要な事故が発生した際は、速やかに、事故報告書を提出すること。
○ 事故発生防止のための委員会が設置されていなかった。	○ 速やかに設置し、定期的を開催すること。
○ 運営懇談会が開催されていなかった。	○ 速やかに、運営懇談会を開催すること。
○ 避難訓練を年2回実施しているが、夜間想定訓練が実施されていなかった。	○ 年2回実施する訓練のうち1回は夜間想定訓練を実施すること。
○ 倉庫にオムツと掃除機が混在していた。	○ 清潔物と汚物を明確に区別し、衛生管理を徹底すること。
○ 非常災害に関する具体的計画が策定されていなかった。	○ 速やかに、計画を策定し非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備すること。 また、定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施すること。

○ 非常災害対策に関する訓練が実施されていなかった。

○ 入居者が定期的に健康診断を受診する機会が設けられていなかった。

○ 安否確認又は状況把握サービスを提供した記録の帳簿が作成されていなかった。

○ 同意を得て身体的拘束等を実施していたが、身体的拘束等の状況等がわかる記録が残されていなかった。

○ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されていなかった。

○ 身体的拘束等の適正化のための指針が整備されていなかった。

○ 身体的拘束廃止及び虐待防止のマニュアルが整備されていなかった。

○ 期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

○ 年2回程度（うち1回は胸部X線検診による結核検診）健康診断を受診する機会を設け、入居者の希望に応じて健康診断が受けられるよう支援すること。

○ 速やかに帳簿を作成し、その年度の属する年度末以降最低2年間は保存すること。
また、サービスを提供した日から5年間保存するよう努めること。

○ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

○ 速やかに、委員会を開催すること。
また、3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

○ 速やかに、身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

○ 施設サービスの質の確保及び向上のため、速やかにマニュアルを備えるとともに、職員に周知徹底を図ること。

(サービス付高齢者向け住宅)【高齢者の居住の安定確保に関する法律】

人員及び利用者支援関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ サービスを行う専門職員の人数及び資格について、法第9条第1項に規定する登録事項等の変更を届け出ること。	○ サービスを行う専門職員の人数及び資格に変更があったときは、法第9条第1項に規定する登録事項等の変更の届け出を行うこと。
○ サービスを行う専門職員の人数及び資格に変更があったときは、法第9条第1項の規定に基づき、その日から30日以内に届け出ること。	○ サービスを行う専門職員の人数及び資格に変更があったときは、法第9条第1項の規定に基づき、その日から30日以内に届け出を行うこと。
○ 登録では提供をしないとしている独自サービスについて、法第9条第1項に規定する登録事項等の変更を届け出ること。	○ 新たに独自サービスを実施するときは、法第9条第1項に規定する登録事項等の変更の届け出を行うこと。
○ 食事サービスの利用料金について法第9条第1項に規定する登録事項等の変更を届け出ること。	○ 食事サービスの利用料金に変更があったときは、法第9条第1項に規定する登録事項等の変更の届出を行うこと。